

吉賀町告示第163号

令和2年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月16日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和2年12月4日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

三浦 浩明君

桜下 善博君

松蔭 茂君

中田 元君

大多和安一君

河村 隆行君

大庭 澄人君

河村由美子君

庭田 英明君

藤升 正夫君

安永 友行君

○12月7日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和2年12月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月4日 午前9時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書(案)
- 日程第6 議案第77号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第78号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第84号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第85号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第86号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第87号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第88号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第89号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第90号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書(案)
- 日程第6 議案第77号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第78号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第84号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第85号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第86号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第87号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第88号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第89号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第90号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(12名)

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前9時01分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和2年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則126条の規定によって、7番、河村隆行議員、8番、大庭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 令和2年第4回吉賀町議会定例会の会期日程であります、本日12月4日より12月11日までの8日間と決定いたしました。

以上です。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から12月11日までの8日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日、令和2年第4回の定例会を招集しましたところ、全議員に御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

動静報告の前でございますが、本日上程をさせていただきます議案について少しだけ触れさせていたいただきたいと思えます。

準備いたしまして、今から上程する議案、全部で14件でございます。内訳といたしましては、お手元にもあろうかと思えますが、条例の廃止とそれから一部改正などの案件で6件、それから一般会計、特別会計の補正予算ということで8件でございます。この後、順次詳細説明の上、上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思えます。

それでは、お手元の町長動静報告によりまして報告をさせていただきますと思えます。主なものに限定をさせていただきますと思えます。今回、報告をさせていただきますのは、9月の定例議会以降、昨日までのところでございます。

まず、9月の定例会につきましては、8日、招集させていただきますまして、会期につきましては9月30日までの会期でございました。

12日の土曜日でございます。これは吉賀町も補助金を交付しておりましたが、江川漁業協同組合のアユ種苗センターの落成が行われましたので、その式典のほうへ出席をしております。

下がっていただきまして、15日でございます。町内にありますアイコーポレーション株式会社が、今回、特殊詐欺被害の防止に係る感謝状を津和野警察署長のほうから授与されました。その御報告ということで来庁されました。

下がっていただきまして、18日は秋の全国交通安全運動に伴います対策協議会のほうを開催をしております。

2ページに入ってくださいまして、9月26日の土曜日でございます。新型コロナウイルス感染症対策の関連でサンネットにちはらで収録をいたしまして、以後のところ放映をさせていた

だきました。

28日でございます。益田地区の各種期成同盟会の島根県の要望活動ということでございまして、松江に出向きまして、島根県、それから県議会のほうへ要望活動を行ったところでございます。

翌29日は、町議会の全員協議会でございます。

10月に入りまして、2日でございますが、島根県で行われます国民スポーツ大会の準備委員会の設立総会が行われました。そして、講演会もありましたので、松江のほうへ出かけております。

翌3日、土曜日につきましては、六日市地区の町政座談会ということで、基幹集落センターのほうで開催をしたところでございます。

4日、日曜日は、内藤博士先生のお別れ会ということで、六日市体育館のほうで開催させていただきました。議員をはじめ、多くの方に御参列をいただいたところでございます。大変ありがとうございました。

5日の月曜日につきましては、郵便局様との防災協定の締結式、それから意見交換会を庁議のメンバーで行ったところでございます。

3ページに入りまして、10月の6日の火曜日でございます。当町と包括連携協定をしております地方創生テクノロジーラボの主催によります官民連携セミナー、今回3回目になるわけですが、コロナの関係もございましたのでウェブ会議ということで開催をさせていただいたところでございます。吉賀町のほうからも、私のほうから約40分間にわたって、特に首都圏の企業様に対しての情報発信をさせていただきました。

10月7日、8日でございます。上京いたしまして農業農村整備に係ります意見交換会を国会議員の先生方と行わせていただくとともに要望活動を行ったところでございます。翌日は、島根県の土地改良団体連合会の役員会が開催されました。

11日の日曜日でございます。注連川の糧の収穫祭に参加をいたしまして、その後、益田青年会議所の創立55周年の記念式典に出席をいたしました。

12日は、松江で行われました中国地方治水大会と意見交換会に出席をしております。

13日につきましても、益田地区期成同盟会の――これは浜田、広島にあります中国地方整備局、それから浜田河川国道事務所のほうへ要望活動を行ったところでございます。

14日は、毎年行われます島根県顧問、松尾顧問との意見交換会ということで御来庁いただきました。現地視察につきましては、柿木の小水力発電所のほうを視察をしていただいたところでございます。

翌15日につきましては、益田地区広域市町村圏事務組合の理事会が開催されました。

16日、樋口で建物火災が発生いたしましたので、その対応に当たったところでございます。それから、夕刻からは、広島県のモンベルショップで行われましたNPO法人日本に健全な森をつくり直す委員会主催の講座、これは3回シリーズで行っておりますが、これが第2回目でございます。出席をいたしました。

17日の土曜日は、柿木村有機農業研究会の40周年記念講演会のほうへ出席をしたところでございます。

10月の20日、21日、上京いたしまして、益田地区の首長意見交換会、翌日は益田地区期成同盟会の中央要望活動ということで、県選出の国会議員の先生、国土交通省と財務省のほうへ要望活動を行いました。

22日はJA西いわみ地区本部の、毎年行われます経営状況説明会が開催されております。4ページの上でございますが、田野原の金山谷・河津地区で停電が発生いたしましたので、夜間にかけての対応をしたところでございます。

10月25日でございます。毎年行っております町の防災訓練を、今回は七日市地区ということで行いましたが、コロナの関係もございましたので人数限定をいたしまして、体育館の室内ということで開催をしたところでございます。

26日は益田地区広域市町村圏事務局組合の定例議会、それから地元へ帰りまして吉賀町いきいき健康高齢者の表彰式ということで、今回は23名の方に表彰状を授与させていただいたところでございます。

27日には、澄川先生の文化勲章の発表がございましたので、併せまして、本庁舎のほうで記者発表をさせていただいたところでございます。

これに伴いまして、翌28日は、サンネットにちはらでお祝いの御挨拶の収録をさせていただきました。それから、先ほど申し上げました樋口地区の建物火災の被災者の皆さんに対しまして、日赤のほうからお見舞いの物が届いておりましたので、その伝達をさせていただきました。

29日は一部事務組合、鹿足事務組合、不燃物処理組合、養護老人ホーム組合、それぞれの定例会が開催されました。

30日は、津和野街道百絵図の巡回展、六日市庁舎のほうで行われましたので、このオープニングセレモニーを開催させていただきました。特に、今回は亡くなりました平先生の奥様にも御来庁いただいたところでございます。

31日は、七日市、朝倉両地区の町政座談会を開催いたしました。

5ページに入りまして、11月でございますが、3日、文化の日でございましたが、まず、午前中のところで、基幹集落センターで各表彰式を開催をさせていただきました。議員の皆様にも御出席をいただいたところでございます。ありがとうございました。午後からはマツダスタジア

ムで行われました、わがまち魅力発信隊事業、今回2回目でございますが、そちらのほうに出向きまして、夕刻からは益田に移動して、澄川先生のオンラインイベントのほうへ出席をさせていただきました。

4日につきましては、国民健康保険団体連合会の理事会に出席しております。

7日の土曜日、この日は安永議長とともに、東京にあります澄川先生のケー・エス・アートの事務所を訪問させていただいて、直接お祝いの御挨拶をさせていただいたところでございます。

11月の10、11でございます。再び上京いたしまして、全道協の道づくりの全国大会の出席と要望活動、同じく県選出の国会議員の先生と国交省、財務省のほうへの要望活動を行いました。翌日は萩・石見空港の関係で全日本空輸（ANA）との意見交換会に出席をいたしました。

13日につきましては、国保の全国大会と併せまして田辺法律事務所の津島雄二先生のほうへ面会をさせていただいたところでございます。

15日は柿木の町政座談会でございます。

16日月曜日は、本庁舎のほうで、ウェブ会議ではございましたが、下水道事業に関する市町村長意見交換会ということで、中国管内からは私と、それから岡山県の赤磐市の市長、それから広島県の三次市の市長、3名とあとは国土交通省中国地方整備局の職員との意見交換会でございます。

一番下、18日でございます。松江で県の森林協会の臨時総会、県の町村会、それから知事との意見交換会がございました。特に知事の意見交換会の中で、私のほうからは新型コロナウイルス感染症対策とそれから医療介護の問題、もう一つは河川の整備について強く意見を述べさせていただいたところでございます。

6ページでございます。11月の19、20日、上京いたしまして、治水砂防の関係、それから要望活動を行っております。翌日は全国過疎連の関係でございますが、自立促進連盟の定期総会と総決起大会がございました。特に大きな問題となっております過疎法の改正でございます、全国から多くの首長、それから議会議長が御出席でございました。当町からも安永議長に御同行いただいたところでございます。

21日土曜日は双葉保育所の竣工式でございました。それから、その日の夜は、最後になりますが、蔵木地区の町政座談会が行われたということでございます。

22日は柿木老人福祉センターのほうへ包括連携しておりますモンベルの関係でございますが、モンベルコーナーがオープンいたしましたので、そちらのセレモニーのほうへ出席をさせていただきました。その後に、萩で行われました山陰道のシンポジウムへ出席をいたしまして、この会には安永議長、それから大多和経済常任委員長にも御同行いただいたところでございます。

それから、23日の月曜日でございます。平田高等学校、田原匠真選手来庁というふうにか

ております。これは、田原君につきましては柿木中学校の御出身でございまして、今、平田高校の1年生でございます。先般、全国高等学校駅伝大会の県予選が行われて、見事優勝、区間賞、1年生で取られたということでございまして、その関係で11月の22日には山口市で行われた中国大会、それから今月20日は京都で行われる全国大会へ出場されるということで、御家族の方と御一緒に御来庁されまして、その御報告と、町のほうからは激励金をお渡しをさせていただいたところでございます。

24日につきましては、先ほど申し上げました広島の本町で行われました最終回の講座のほうへ出席いたしました。

25日は「小さな親切」運動山陰本部のほうから血圧計を2台御寄贈いただきまして、その寄贈式を行いました。この血圧計につきましては、これから本庁舎、分庁舎のほうへ設置をさせていただく予定でございます。

26日は、議会のほうで条例議案可決をしていただきました吉賀町空家等対策協議会の設立、それから第1回目の会議を開催をしたところでございます。

27日は議会の臨時会、全員協議会が行われました。

11月30日のところは、再び新型コロナの関係で収録をいたしまして、12月1日から放映をしているところでございます。

一番下、12月1日でございますが、吉賀町人材確保・定着推進協議会を開催をしたということでございます。

以上でございます。

日程第5. 発議第7号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第7号消費税率5%以下への引き下げを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第7号消費税率5%以下への引き下げを求める意見書（案）につきまして、読み替えて提案をさせていただきます。

発議第7号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

消費税率5%以下への引き下げを求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した国民の暮らしと経済を国民の購買力を高め立て直すためでございます。

裏を見ていただきますと、意見書（案）、昨年の消費税増税以降、国内総生産（GDP）の6割を占めるという国内消費支出は前年同月を下回り続け、日本経済は低迷しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が追い打ちをかけ、多くの国民に影響が出ています。フリーランスや観光・運輸・外食産業をはじめ関連する産業への影響は大きく、国による中小企業への支援が行われているものの、財政制度等審議会の部会では中小企業などに支給する持続化給付金と家賃支援給付金を終了が示されるなど、経営困難に陥る中小企業の実態を直視しない動きも見られます。

さらに、今年度に入ってから社会保険料引上げなど、消費を冷え込ませる要因が拡大しています。

今、緊急経済対策として消費税率5%以下への引下げが求められています。消費税の減税は、新型コロナの犠牲を一番深刻な形で受けている所得の少ない人への効果的支援になるとともに、新型コロナ感染症の収束後も、生活必需品など消費税負担を軽減して、国民の購買力を高める景気策となり、中小企業の事業継続への重要な支援策になります。

消費税減税や社会保障などの財源は、応能負担の原則を貫いて確保することが必要です。富裕層や大企業への優遇を見直し、応分の負担を求めることは、所得の再配分という経済の持続可能な成長にとって不可欠な仕組みであるとともに、格差拡大に歯止めをかけ、社会の不公正を正すために避けて通れない課題となっています。

消費税率10%への引上げ前に政府は、「リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り引き上げる予定」としていました。

政府並びに国会におかれましては、国民の暮らし、経済を立て直すため消費税率を5%以下に引き下げられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当相としております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第5、発議第7号消費税率5%以下への引き下げを求める意見書（案）の質疑は保留をしておきます。

日程第6. 議案第77号

日程第7. 議案第78号

日程第8. 議案第79号

日程第9. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第77号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例についてから日程第9、議案第80号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、4つの議案につきまして一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第77号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例について。地域自治区の設置に関する条例（平成17年吉賀町条例第2号）を別紙のとおり廃止する。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第78号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について。吉賀町課設置条例（平成17年吉賀町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第79号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について。吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第80号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

4件につきまして、それぞれ関連がございます。所管いたします柿木地域振興室長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 改めて、おはようございます。柿木地域振興室の山根でございます。

議案第77号について説明をさせていただきます。

地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例であります。地域自治区の設置期間を令和3年3月31日をもって満了することによりまして、その条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第78号について説明させていただきます。

資料については、1ページのほうになります。先ほどの議案第77号の地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例によりまして、吉賀町課設置条例の一部を改正するもので、課の分掌事務の中で柿木地域振興室の中にあります柿木村地域自治区の事務に関することの表記を削除するものでございます。

続きまして、議案第79号について説明させていただきます。

資料については、2ページになります。同じく議案第77号の地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例によりまして、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するものでありまして、柿木村地域振興協議会委員の欄について削除をするものでございます。

続きまして、議案第80号について説明させていただきます。

資料については、3ページから10ページまでとなっております。先ほどと同じく、議案第77号の地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理についてであります。地域自治区の終了によりまして、「柿木村」の表記がなくなることによりまして、関係条例39本ございますが、主に設置箇所の表記、柿木村エリアの公共施設等の表記から柿木村の表記を削除するものでございます。

資料3ページのほうを御覧いただきたいと思います。一例を申し上げたいと思います。吉賀町移動通信鉄塔施設条例第2条、名称及び位置についてであります。改正前、現行については、「吉賀町柿木村白谷1162番地116」の表記を、「吉賀町白谷1162番地116」というふうに改めるというものでございまして、全部で39本の条例について一括して提案するものでございます。

以上、議案第77号に付随いたしまして、議案第78号から議案第80号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。質疑は議案番号を示してお願いをします。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま御説明がありましたもので、議案第77号につきまして、地域自治区の設置に関する条例の廃止ということでもあります。これによりまして、これまで地域協議会が置かれていましたけれども、これもなくなるというふうに理解をしていることと、先般ありました要望で柿木の地域協議会並びに自治会長会から出ておりました住所表記に関する要望、これについては議会が否決をしているわけですけれども、それに関連して、ちょっとお聞きをいたします。

地域協議会のほうから、法律でいきますと住居表示に関する法律というものがございます。これは、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするというものでございまして、これの第9条の2に「市町村は、由緒ある町または字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」というものがございますが、こういう内容について、地域協議会から地域振興室のほうに御相談等がされてい

るか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたしたいと思います。

地域振興室の窓口において、そういう質問があったかというふうな質問であったと思われます。協議会の協議の中では、それに類するお話も出ておったかと思いますが、柿木庁舎における柿木地域振興室窓口にそういった御相談というのは、私になってからは受けていないという認識であります。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 協議会の中ではあったかというようなことでありますが、もう少し、その協議会の中で、どのような話であったか、特に先ほど申し述べました法律の中での必要な措置を行うかどうか、そういうことについて、どのような話がされていたかについて、記憶の範疇ではあるかとは思いますが、御説明願います。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきます。

私が地域振興室に4月に替わってからの協議会の中でのお話になるかと思いますが、その措置を講ずるといふ形の話については出ていなかったというふうに思います。要望書を提出するに当たって、要望書を上げるしか、すべがないというふうに私としては捉えておまして、協議会の中で措置を講ずるといふことは、要望書を提出することによって行ったというふうに私の中では認識をしております。ちょっと答えになっていないかもしれませんが。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そういふような中で、今後、柿木住民の皆さんの賛成として65%もあったと、そういう要望が出たという中で、こういう標識の設置、資料の収集ということとを、これからやっていく検討について行か、行わないか、現状の予定でいいんですが、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきます。

検討するか、しないかということにつきましてですが、現在のところでは、検討するという話が出てきていないというふうに思っております。今後、何かしらの動きと申しますか、今回の要望書の件につきましては、前回の議会の中で終了したというふうに私の中では思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 柿木地域振興室として検討するか、しないかについて、最後お

聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきます。

今の現状の中では、これが妥当かどうかちょっと難しいところではありますが、3月31日までは柿木地域振興室の事務の中で地域自治区の事務に関するということというのがございます。その中で、終了しても全く知らないよという話にはならないと思っておりますので、何かしらの案件が出た場合には検討していくことになるかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 議案第80号ですが、これは議会が、住所表記を否決したということで、全部柿木村という名称が消えるわけですけど、例えば参考資料の8ページに右ヶ谷の周辺、これは右ヶ谷キャンプ場と見ていいんだと思いますけど、または、その下の下の日本棚田百選にも選ばれた大井谷の棚田、これからも柿木村という住所が消えて、吉賀町白谷810番地になるわけですね、大井谷の棚田の場所は。場所はいつでもいいんですけど、ここにおる人は、大したことはないと考えておられるかも分かりませんが、六百数十年続いた歴史のある棚田から柿木村が消えるわけですね。こういう事態に対して、町として町外にどういった広報をしているのか、そのつもり、気があるのかどうかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お答えをしたいと思います。

今回、要望書が否決をされて、今日、議案を、関連するものを一括で上程をさせていただきましたが、あくまで、今回の問題は自治区を廃止をする、併せて、同時に住居表示から柿木村というその住居表示がなくなるというだけのことでございますから、あとは、その施設の名前に、例えば柿木を付するとか、それから対外的なところで、情報発信の中で、これは旧柿木村にあったこれこれの施設ですよとか、そうしたところには全然縛りはないわけですから、これはある意味、情報発信の仕方であったり、資産の活用であったり、そういうことになるわけですので、そこは柔軟に対応していく余地はあるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 柔軟に対応していくということでしたけど、住所が消えるということは広報をするときに、今までは大井谷の棚田というのは柿木村にあるということが刷り込まれとるわけですね。それが消える。新しくその大井谷の棚田に行ってみようという人は、柿木村白谷という感覚で今まで刷り込まれておるのが、柿木が消えるということは、広報に対しても相当な宣伝をしないと、この歴史ある遺産が活用されないということになると思っております。右ヶ谷のキャンプ場でも、外から見たらすごい資源だという評価もあるわけですね。そこの辺のと

ころを、もう柿木村が削除されるのは仕方がないことなんですけど、もう少し真剣になって、ここにある資源を活用して生き残りを図ろうということを少し真剣に考えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、真剣に考えますし、それから今までのその資産に対して、もう既に織り込み済みだということですから、そうしたブランドが、もうあるわけです。ですから、そのブランドを残しながら、さらにそれを皆さんに対して情報発信なり、それを継承していくということを考えていかなければならないわけでございますから、先ほど言いましたように、住居表示からは柿木村という表示はなくなるわけでございますが、情報発信の仕方として旧柿木村にあったとか、旧柿木村で営々と継承されてきた、こうした伝統であったり文化であったりというような情報発信の仕方にすれば、私はいいんだろうと思います。これは、逆に旧六日市も同じでございますいて、そうしたところに、やはり地域性を加味して情報発信なり、後世に引き継いでいく、伝えていくということが大事ではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 議案第80号の関連でありますけども、今、10番議員からもあったように、町長の答弁は旧柿木村という表現でされたわけなんですけども、やっぱり柿木村何々という既に多くの人たちに刷り込まれたもの、そこにあえて旧をつける必要はないと私は思います。ですから、もう少し工夫して、今、柿木にあるものを、住所上は柿木村というのがなくなっても、それはいいんですけども、でも、柿木村右ヶ谷キャンプ場、そういうものというのは、刷り込まれているものを、あえて旧何々というような形で表現をする必要は私はないと思いますが、そういう点について、もう少し丁寧に今後の表示のあり方、先ほどの住居表示の法律のところで述べましたけども、表示とかも含めてやるということが必要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一例を申し上げただけでございますが、すべからく一律にそうした表現をするということではございません。これは柿木もそうでございますし、まだ遡れば昭和の大合併のときには旧六日市町も蔵木村があり、それから六日市村があり、そしてその後は六日市町になりましたけど、朝倉村があり、七日市村があったわけです。そうしたところと、今回の柿木村も同じ事情だろうと思いますが、そうしたところを全体のことも考えながら、やっぱり対応していかなければならないんだろうと思います。

ですから、旧柿木村という表現が妥当なときもあれば、柿木村という表現でもいいかも分かりません。ただ単に柿木村でもいいのかも分かりませんが、いろいろな情報発信なり、表現の仕方

があらうと思いますので、それは、その場その場、折に応じて対応していかなければならないと、そこをやはり丁寧に対処していきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 議案第 7 8 号の課設置条例に関する分掌の 1 番である柿木村地域自治区の事務に関すること、これを削除するわけで、あと、改正後は総務課並びに所管課の関する窓口業務、あとは小水力発電事業に関すること、ということは、柿木地域振興室は、別にそうした地域の振興に関する業務はしないと捉えられますが、その点はいかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この対照表、見ていただければ分かると思うんですが、これは現行も改正後も同じでございます、特に第 2 号にある（2）のところ、改正後でいいますと（1）でございますが、総務課、企画課、税務住民課、保健福祉課及び教育委員会に関する窓口業務となっております。とりわけ、今、1 番議員がお話をされた地域振興というのは、これでいうところの企画の業務でございますから、その業務、教育のことであれば教育委員会もそうなんですし、税のことであれば税務住民課が所管でございますが、そうした総括的な窓口を柿木のこの庁舎で行うということでございますから、柿木のことを全くやらないということではなくて、むしろ、それをやるがために、こうした地域振興室を合併のときに設置をした、設けたということでございますので、その点はそのように解釈なり、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 柿木地域手づくり自治区というのも、今、着々といいですか、事業を進めているわけですが、地域のそうした自立した動き、これをやるのが、ただ窓口業務というだけではなくて、ある程度はそうした地域の——窓口業務というのは、そういうただ引き継ぎという感じに捉えられるような字句でございますので、何かそうしたことは一言、言葉で表すよりは字句で表現していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それは先ほどの地域振興ということ、あるいは自治区振興ということで申し上げますと、企画課の本文の課設置条例の所掌事務の中へ包含をされているわけですから、それを柿木の地域振興室で行う。総務課の所掌事務の本文のものが課設置条例で定めてあって、それを柿木地域振興室でやると、こういうように制度上はなっておりますので、そちらのほうでお読み取りをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1 0 番、庭田議員。

○議員（1 0 番 庭田 英明君） これは要望になるかも分かりませんが、教育委員会の所管だと思いますけど、こうして平成の大合併からこういう問題が起きとるわけですけど、六日市の皆

さんもそうでしょうし、柿木の皆さんも、やっぱり地区には愛着があるわけですね、生まれたところには。そこで、村史とか町史ですね。これからまた大きな合併が続いて吉賀町がなくなる可能性もあるわけですので、そういう先人たちが築いた歴史というのは、ぜひきちっと残していただきたいと思います。

今聞くところによりますと、その保管場所にしろ何にしろ、やや粗末な扱いを受けるところがあると思いますけど、やはり、今、吉賀町があるのは先人たちが、蔵木村にしろ朝倉村にしろ、築いてきた、その結果が今残ってるわけですので、そこはぜひしっかり大事にしなければならないと思います。ということで、ぜひ、きちっとした保管場所を作って保管すべきだと考えておりますので、やるかやらんかは別にして、どう考えておられるか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） おっしゃられるとおりだと思います。今、御指摘がございましたけども、確かにいろんな資料があることも確かでございますし、また新しいそういった歴史も積み重なってきて資料も増えてくるという中で、やはりどっかの時点でまた、そういう柿木村史であったり六日市町史であったり、そういったものもまとめたもので吉賀町のもの整理していく時期が来るのだろうというふうに思っていますので、今、御指摘ございましたので、そのことについても今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第6、議案第77号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例についてから日程第9、議案第80号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの質疑は保留をしておきます。ここで10分間休憩します。

午前9時53分休憩

.....

午前10時03分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第10、議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第81号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第81号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例についてでございます。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第81号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の11ページから13ページを御覧をいただきたいと思います。

今回でございますが、令和3年1月1日に施行されます個人所得課税の見直しにおきまして、給与所得控除や国民年金控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われることによりまして、現在、課税をしております国民健康保険税の負担水準に関しまして影響や不利益が——具体的に申し上げますと、低所得者対策として世帯に属する被保険者の所得割の合算額が地方税法の施行令や、あるいは町条例で定めております基準額を超えない場合に被保険者の均等割、あるいは世帯の平等割の部分で7割・5割・2割の軽減制度がございますけれども、こちらの制度のほうに影響が生じないようにということで見直しを行うものでございます。これによりまして、被保険者の均等割や平等割の7割、それから5割、2割軽減の対象となる所得の基準額を変更させていただくという内容となっておりますのでございます。

7割軽減の基準額につきましては、11ページ中ほどにあります第23条の（1）に記載しております、こちらの規定で実施をされておりますけれども、従来はこちらの軽減判定基準額、これが33万円でございます。今回の改正で、こちらの基礎控除額を10万円引上げまして、43万円とさせていただくというものでございます。

さらに、今回10万円の控除額が引下げになる部分が給与所得に係る部分と公的年金に係る部分がございますので、こちらは2つの10万円が振替をされるということから、10万円の部分で、世帯内の被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける方の数の合計から1名分を引いた数に10万円を掛けた額を加算をさせていただくという内容に変更になるものでございます。この措置によりまして、先ほどの基礎控除への10万円の振替による影響をなくしていこうという改正でございます。

同様に5割軽減の基準につきましては、12ページを御覧をいただきたいと思います。こちらのほうの左にあります（2）、こちらのほうに規定がされておりますが、これまでは基礎控除分33万円に、その世帯におられます被保険者数に28万5,000円を掛けた額を加算した金額が基準額でございましたけれども、こちらのほうを、基礎控除については、先ほどと同様43万

円に、それから被保険者数に28万5,000円をかけた額を加算した額に、こちらも先ほどの7割軽減と同様に10万円に、世帯内の被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者の数の合計から1名を引いた数を乗じた額を加算をしたものに変更をさせていただくというものでございます。

同じく、12ページ(3)に規定されておりますのが、2割基準の基準額でございますけれども、こちらも先ほどの7割と5割と同様の内容で改正をさせていただくというものでございます。

最後に、12ページ下段から、附則の第6項によりまして、現在、施行しております公的年金に係る所得に係る国税の課税の特例、こちらのほうにも今回の税法の改正が影響されてまいりますので、そちらの部分、今後も当面の間、継続できるような必要な改正内容を盛り込んでおるとい内容となっております。

以上の改正につきましては、令和3年の1月1日からの施行になりまして、令和3年度以降の国税から適用させていただくというような改正内容となっております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員(11番 藤升 正夫君) この条例の改正に伴って、影響を受ける人数、並びに新たに7割なり5割軽減になる人の被保険者がどうなるか、そしてその影響額についてお聞きをいたします。

○議長(安永 友行君) 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長(永田 英樹君) お答えをさせていただきます。

今回、改正によりまして影響を受ける方々、人数なり、どのような状況になるかという御質問だというふうに思っております。現在、医療分で申しますと7割分となります対象世帯が341世帯、それから5割分が202世帯、2割軽減分が131世帯というふうになっておまして、今回の改正につきましては、先ほど所得税の10万円の振替部分のところの影響が及ばないよということでの条例改正というふうに、そのための必要な改正でございますので、基本的にこの方々について影響等が生じる部分については、ないのではないかとこのように考えておるところでございます。ゆえに、令和3年度以降につきましても、所得状況等々が同様であれば、令和3年度以降についてもこういった内容で、今、申し上げました方々の世帯数で推移するのではないかとこのように担当課としては考えておるところでございます。

○議長(安永 友行君) 11番、藤升議員。

○議員(11番 藤升 正夫君) 控除額が増えるということですから、その分、保険税に影響すると思いますが、その影響についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 申し訳ございません。ちょっと、その数字について詳細なものを今、持ち合わせておりませんので、また後ほど、答弁をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第10、議案第81号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第82号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第82号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町地区集会所施設条例（平成17年吉賀町条例第92号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。議案第82号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

参考資料14ページに新旧対照表をつけておりますので御覧くださいませ。

この議案は、地区集会所施設条例の規定にある河津地区集会所について、その機能を廃止し、普通財産とするための当該集会所の表記を削除する一部改正でございます。令和2年7月15日付で、地元自治会の申出により協議を行った結果、本年度いっぱいをもって集会所としての機能を廃止したいとしたためでございます。

なお、本議案が可決いただけましたら、この建物については地域の憩いの場所として活用したいとの意向でございますので、建物については土地所有者に譲渡する方向で調整をしたいと考えております。その際に改めて議案を提出することとなりますので、よろしくお願いたします。

以上で、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第11、議案第82号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第83号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第83号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和2年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出でございますが、第1款水道事業費用2億3,274万7,000円を130万2,000円減額いたしまして2億3,144万5,000円。内訳といたしまして、第1項営業費用でございます。2億775万5,000円から130万2,000円減額いたしまして2億645万3,000円とするものでございます。

第3条、予算。第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費1,700万5,000円を1,577万1,000円に改める。令和2年12月4日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 建設水道課の早川でございます。私のほうから議案第83号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

議案を進んでいただきまして、10ページを御覧をいただきたいと思っております。議案書のほうでございます。

収益的収入及び支出でございます。下の欄の支出でございます。今回の補正につきましては、職員2名分の給与の改定に伴うものでございまして、一つは春の人事異動がございました。そのときに異動しております職員の賃金の関係、そしてもう一つは今回の給与改定に伴いますものの金額、そういったものの変更内容になっておるものでございます。

それでは、支出の欄を御覧いただきたいと思っております。

目の3、総係費でございます。ページを右のほうに見ていただきますと、詳細の内容を載せているところでございます。

節の1番、給料でございます。62万円を減額するものでございます。その下でございます。手当でございます。住居手当、それから期末手当、勤勉手当と、合計いたしまして50万3,000円の減額になるものでございます。

6番の法定福利費でございます。共済組合等の負担金でございます、6,000円の減額でございます。

8番目といたしましては、退職手当組合の負担金でございます。10万5,000円の減額でございます。

そして、節の41番でございますけれども、その他引当金の繰入額ということになっておりますけれども、この引当金でございますが、来年度の賞与、6月に支払います賞与につきまして、今年度部分にかかってくるもの、12月から3月までの4か月分、この部分を引当金としてストックといいたいでしょうか、計上しておきます。この部分から6万8,000円を減額していくというものでございます。合わせまして130万2,000円の減額ということになるものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。はい。質疑がないようですので、日程第12、議案第83号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第13、議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第84号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第84号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,351万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは第1表歳入歳出予算補正でございまして、まず、歳入でございます。

款6県支出金項1県負担金補助金6億6,488万2,000円に53万8,000円を追加いたしまして、6億6,542万円。款8繰入金項1他会計繰入金1億996万7,000円から39万5,000円を減額いたしまして、1億957万2,000円。これに伴います歳入合計でございます。8億9,336万9,000円に14万3,000円を追加し、8億9,351万2,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費1億59万7,000円から3万9,000円減額いたしまして、1億55万8,000円。款2保険給付費項1療養諸費5億2,770万9,000円に53万8,000円を追加いたしまして、5億2,824万7,000円。款11予備費項1予備費962万6,000円から35万6,000円減額いたしまして、927万円でございます。これに伴います歳出合計でございます。8億9,336万9,000円に14万3,000円を追加いたしまして、8億9,351万2,000円となるものでございます。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第84号国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございます。総務管理費の一般管理費の職員手当、共済費、人件費部分でございます。こちらにつきましては、先般の臨時議会のほうで、職員給与関連の条例改正が行われることによります期末手当等々の減額分を計上させていただいておるものでございます。

続きまして、中ほどにあります保険給付費の一般被保険者の療養費でございますけれども、これまでの実績から年間の実績見込みを推計いたしましたところ、一般被保険者の療養費につきまして不足分が生じる見込みとなりましたので、53万8,000円を増額をさせていただいておるものでございます。

続きまして、5ページのほうに移っていただきまして、歳入でございます。

県支出金でございます保険給付費等の交付金でございますが、こちらは、先ほど保険給付費のほうで増額をさせていただきました一般被保険者の療養費、同額が県から交付されますので、こちらのほうを計上させていただいておるものでございます。

それから、他会計繰入金で一般会計からの繰入金でございます。こちらにつきましては、保険

基盤安定繰入金の137万1,000円を例にとりますと、令和2年度当初予算で編成をしておりましたが、令和2年度の繰入額が確定をいたしましたので、そちらの当初予算との差額分137万1,000円を増額させていただいております。

職員給与費の減額分は、先ほどのところで説明させていただいた部分を減額させていただいております。

財政安定化支援事業繰入金、こちらも当初予算と令和2年度の繰入額の確定に伴う部分で、こちらについては減額の215万6,000円でございます。

それから、県単独事業で実施をしています福祉医療、こちらのほうが国保会計に与える影響分ということで県のほうから交付されます42万9,000円、こちらが増額が見込めるという通知がございましたので、その部分を増額させていただいております。

以上、歳入歳出の差引きにおきまして不足する財源部分につきましては、6ページの予備費のほうで35万6,000円減額をさせていただき、対応させていただいております。

以上が、詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第13、議案第84号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第85号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第85号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,055万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページを御覧ください。第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料項1 後期高齢者医療保険料6,213万9,000円に67万4,000円を追加し、6,281万3,000円。款4 繰入金項1 一般会計繰入金1億8,341万3,000円に229万4,000円を追加し、1億8,570万7,000円。これに伴います歳入の合計でございます。2億4,758万8,000円に296万8,000円を追加し、2億5,055万6,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1 総務費項1 総務管理費で292万6,000円に128万7,000円を追加し、421万3,000円。款2 後期高齢者医療広域連合納付金項1 後期高齢者医療広域連合納付金2億4,417万4,000円に168万1,000円を追加し、2億4,585万5,000円でございます。これに伴う歳出の合計でございます。2億4,758万8,000円に296万8,000円を追加いたしまして、2億5,055万6,000円となるものでございます。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 続きまして、議案第85号の吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。歳出から説明をさせていただきます。

まず、総務費の一般管理費でございます。一般管理事務費ということで、システム改修委託料128万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、国の法改正——具体的に申しますと、先ほど国保の条例改正のところで説明をさせていただきました個人所得への課税、こちらのほうの法改正がございますので、そちらのほうに対応するためにシステムの改修が必要となったものでございますので、その改修委託料を計上させていただいております。

続きまして、下のほうにまいりまして後期高齢者医療の広域連合への納付金でございます。こちらにつきましては、被保険者の保険料、それから基盤安定負担金——後ほど歳入のほうで説明させていただきますが——こちらの合算額を広域連合のほうに納付するために必要な168万1,000円を増額させていただいております。

続いて、歳入のほう、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、医療保険料の特別徴収分の保険料でございます。保険料の本算定を行いました結果、当初予算と比較いたしまして67万4,000円ほど保険料の増額が見込めるということでございまして、こちらのほうを増額をさせていただいております。

それから、続きまして一般会計からの繰入金でございますけれども、保険基盤安定のための繰

入金、こちらは、先ほど歳出のほうでありました広域連合への納付金の中に基盤安定——保険基盤を安定させるための負担金がございますが、そちらのほうの負担金額が確定をいたしまして、当初予算計上額に不足する部分107万円を一般会計のほうから繰入れをさせていただくという内容でございます。

以上が、詳細説明でございます。よろしくお願いたします。100万7,000円でございます。大変申し訳ございません。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、日程第14、議案第85号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第15、議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第86号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第86号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,963万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億358万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページを御覧ください。まず、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1保険料項1介護保険料1億7,085万3,000円に793万9,000円を追加し、1億7,879万2,000円。款3国庫支出金項1国庫負担金1億7,628万6,000円に432万1,000円を追加し、1億8,060万7,000円。2国庫補助金1億3,143万3,000円に360万6,000円を追加し、1億3,503万9,000円。款4支払基金交付金項1支払基金交付金2億9,065万8,000円に680万3,000円を追加し、2億9,746万1,000円。款5県支出金項1県負担金1億6,027万円に386万8,000円を追加し、1億6,413万8,000円。款7繰入金項1他会計繰入金2億2,178万

3,000円に310万円を追加し、2億2,488万3,000円でございます。これに伴う歳入の合計でございます。11億7,394万9,000円に2,963万7,000円を追加し、12億358万6,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費4,843万8,000円から3万5,000円を減額いたしまして、4,840万3,000円。3介護認定審査会費1,514万8,000円から1万5,000円を減額し、1,513万3,000円。款2保険給付費項1介護サービス等諸費9億1,206万5,000円に2,347万4,000円を追加し、9億3,553万9,000円。4高額介護サービス等費3,070万4,000円に54万9,000円を追加し、3,125万3,000円。7特定入所者介護サービス等費6,306万9,000円に79万2,000円を追加し、6,386万1,000円。款5地域支援事業費項1介護予防生活支援サービス事業費2,905万7,000円に38万6,000円を追加し、2,944万3,000円。款6諸支出金項1償還金及び還付加算金564万2,000円に10万4,000円を追加し、574万6,000円。款7予備費項1予備費587万7,000円に438万2,000円を追加し、1,025万9,000円でございます。これに伴います歳出合計でございます。11億7,394万9,000円に2,963万7,000円を追加し、12億358万6,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

それでは、担当課長より詳細説明をしていただきます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第86号吉賀町介護保険事業特別会計補正予算の第4号の詳細説明をさせていただきます。

予算書は7ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出からでございます。

総務費の一般管理費の人件費、それからその下段にあります認定審査会費の認定調査費、こちらの減額部分につきましては、先ほど、国保会計と同様に、先般の給与等の条例改正による減額分でございます。

それから、中段から保険給付費の部分の増額をさせていただいております。こちらにつきましては、居宅介護から地域密着型、それから施設介護サービス費、8ページのほうに移りまして高額介護サービス費、それから関連します9ページのところで特定入所者介護サービス費等々につきまして、現在の実績値から年間の実績見込みを推計いたしまして、当初予算から不足が生じる部分につきまして増額をさせていただいております。給付費的などところで申します

と、令和2年3月時点から月々の推計を見ますと減少はしておりますけれども、やはり当初予算と比較した場合に伸びがあるというところから、このたびの増額補正をさせていただいておるものでございます。

それから、9ページのところでございますけれども、諸支出金の第1号被保険者保険料の還付金、こちらにつきましては、前年度分に徴収させていただいた保険料を、こちらのほうで資格を喪失された方々に返還しなければならない保険料の還付分を10万4,000円計上させていただいておるものでございます。

続きまして、5ページのほうに移っていただきたいと思います。こちらは歳入でございます。

まず、保険料でございますが、第1号被保険者保険料793万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、当初予算で計上しておりました金額、こちらと本算定をさせていただきまして、令和2年度につきましては第7期の計画期間中ではございましたけれども、引上げのほうをさせていただいたところでございます。その基準額の引上げに基づき本算定を実施いたしましたところ、当初予算と比較いたしまして793万9,000円ほど増額が見込めるということで、こちらのほうを計上させていただいておるものでございます。

それから、その次の国庫負担金から支払基金交付金、県負担金がございますけれども、こちらは、先ほど増額をさせていただきました保険給付費に係るそれぞれの法定負担割合を乗じたものを負担金、交付金ということで計上させていただいておるものでございます。

一点、中段にあります国庫補助金の中の介護保険事業補助金58万円につきましては、こちらは、新型コロナの関係で保険料の減免制度を設けております。そちらの減免対象となる金額の10分の6部分が補助金として交付されるということで、58万円を見込んでおるところでございます。

6ページに移っていただきまして、一般会計からの繰入金でございます。先ほどございました保険給付費部分の町の負担割合分315万円、それから減額となりました職員給与分の繰入金の減額と事務費の繰入金の減額、そちらのほうを計上させていただいております。歳入歳出差引のところでは余剰財源が438万2,000円ほど出ますので、こちらにつきましては予備費のほうに計上させていただき、今後の給付等に対応できるよう編成をさせていただいたところでございます。

以上が、詳細説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第15、議案第86号令

和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第16. 議案第87号

日程第17. 議案第88号

日程第18. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第87号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）から日程第18、議案第89号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3議案につきまして一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第87号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,404万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは第1表の歳入歳出予算補正の歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費4,826万2,000円、増減なくて同額でございます。歳出の合計は6,404万3,000円、増減なくて同額でございます。

3ページに進んでいただきたいと思えます。今回の補正、職員の給与改定に伴うものでございまして、その内容につきましては、4ページ以降の給与費明細書のほうを御参照いただきたいと思えます。ということでございまして、1款総務費1項施設管理費、目1一般管理費1,884万9,000円から2万4,000円減額いたしまして、1,882万5,000円ということでございます。

内訳といたしましては、職員手当等でマイナスの2万2,000円、共済費でマイナス2,000円でございます。これの調整ということでございますが、基金のほうへということで財産管理費2,941万3,000円に2万4,000円追加いたしまして、2,943万7,000円ということでございます。基金のほうへの積立金2万4,000円でございます。以上でございます。

続きまして、議案第88号は令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,970万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1繰入金項1他会計繰入金1億2,072万3,000円から1万4,000円減額いたしまして1億2,070万9,000円。これに伴う歳入の合計1億9,971万5,000円から1万4,000円減額いたしまして、1億9,970万1,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1下水道事業費項1、施設管理費、3,804万から1万4,000円減額いたしまして、3,802万6,000円でございます。これに伴う歳出の合計、1億9,971万5,000円から1万4,000円を減額いたしまして、1億9,970万1,000円でございます。

6ページに進んでいただきまして、これも同じく給与改定に伴うものでございます。詳細につきましては、7ページ以降の給与費明細書を御参照いただきたいと思います。

歳出につきましては、1款下水道事業費2項施設管理費、目1施設管理費でございます。3,804万円から1万4,000円減額いたしまして3,802万6,000円ということで、内訳といたしましては、職員手当等で1万2,000円、共済費で2千円、それぞれ減額をするものでございます。

戻っていただきまして、5ページ、歳入でございます。この関係で歳入の調整ということでございまして、1款繰入金1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金ということで1億2,072万3,000円から1万4,000円を減額いたしまして、1億2,070万9,000円となるものでございます。

以上でございます。

最後に、議案第89号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,152万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。款1繰入金項1他会計繰入金5,649万5,000円から1万8,000円を減額いたしまして、5,647万7,000円、歳入の合計は

7,154万3,000円から1万8,000円を減額いたしまして、7,152万5,000円でございます。

続いて、2ページは歳出でございます。款1農業集落排水事業項1施設管理費2,729万3,000円から1万8,000円を減額いたしまして2,727万5,000円、これに伴う歳出の合計でございます。7,154万3,000円から1万8,000円を減額いたしまして、7,152万5,000円となるものでございます。

同様に6ページに進んでいただきまして、これも給与改定に伴うものでございます。内容は7ページ以降の給与費明細書を御参照いただきたいと思います。

歳出でございます。1款農業集落排水事業費2項施設管理費、目1施設管理費2,729万3,000円から1万8,000円を減額いたしまして、2,727万5,000円でございます。内訳は職員手当等で1万5,000円、共済費で3,000円、それぞれの減額でございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。これに伴う調整でございますが1款繰入金1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金ということで、1万8,000円の減額でございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第87号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）から日程第18、議案第89号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑は、保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第19. 議案第90号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第90号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第90号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,398万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億329万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。地方債の補正、第4条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。令和2年12月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款10地方交付税項1地方交付税32億5,853万3,000円に2,036万1,000円を追加し、32億7,889万4,000円。

款14国庫支出金項1国庫負担金4億334万7,000円に1,023万1,000円を追加し、4億1,357万8,000円。2国庫補助金11億8,246万2,000円に4,965万2,000円を追加し、12億3,211万4,000円。3委託料155万6,000円に33万円を追加し、188万6,000円。

款15県支出金項1県負担金2億577万9,000円に991万3,000円を追加し、2億1,569万2,000円。2県補助金2億8,477万8,000円に120万円を追加し、2億8,597万8,000円。

款17寄附金項1寄附金501万円に9,000万円を追加し、9,501万円。

款18繰入金項2基金繰入金4億5,780万9,000円に1億2,850万2,000円を追加し、5億8,631万1,000円。

款21町債項1町債9億6,278万2,000円に380万円を追加し、9億6,658万2,000円。

これに伴います歳入の合計でございます。79億8,931万円に3億1,398万9,000円を追加し、83億329万9,000円でございます。

2ページ、3ページは歳出でございます。

款1議会費項1議会費7,063万6,000円から3万3,000円を減額し、7,060万3,000円。

款2総務費項1総務管理費14億9,325万3,000円に9,855万8,000円を追加し、15億9,181万1,000円。2徴税費5,269万5,000円から10万6,000円を減額し、5,258万9,000円。3戸籍住民基本台帳費2,330万7,000円から4万

4,000円を減額し、2,326万3,000円。4選挙費31万9,000円に385万4,000円を追加し、417万3,000円。

款3民生費項1社会福祉費11億3,217万8,000円に2,831万8,000円を追加し、11億6,049万6,000円。2児童福祉費6億6,847万3,000円に954万3,000円を追加し、6億7,801万6,000円。3生活保護費9,500万1,000円から7,000円を減額し、9,499万4,000円。

款4衛生費項1保健衛生費3億9,880万9,000円から12万5,000円を減額し、3億9,868万4,000円。2清掃費2億1,490万3,000円に22万円を追加し、2億1,512万3,000円。

款6農林水産業費項1農業費4億1,969万7,000円に1,267万6,000円を追加し、4億3,237万3,000円。2林業費1億1,144万9,000円に568万5,000円を追加し、1億1,713万4,000円。

款7商工費項1商工費3億2,941万1,000円に2,009万7,000円を追加し、3億4,950万8,000円。

款8土木費項1土木管理費2億1,053万3,000円から11万2,000円を減額いたしまして、2億1,042万1,000円。2道路橋梁費3億2,903万7,000円から4万2,000円を減額し、3億2,899万5,000円。3河川費1,972万円に51万9,000円を追加し、2,023万9,000円。

款9消防費項1消防費5億5,898万3,000円に499万9,000円を追加し、5億6,398万2,000円。

款10教育費項1教育総務費3億3,678万4,000円から38万1,000円を減額いたしまして、3億3,640万3,000円。2小学校費9,881万9,000円に31万円追加いたしまして、9,912万9,000円。3中学校費4,543万6,000円、これに364万1,000円を追加いたしまして、4,907万7,000円。4社会教育費1億4,230万6,000円に141万9,000円を追加し、1億4,372万5,000円。

款12公債費項1公債費8億1,840万2,000円に1億2,500万円追加いたしまして、9億4,340万2,000円でございます。

これに伴います歳出の合計でございます。79億8,931万円に3億1,398万9,000円を追加いたしまして、83億329万9,000円となるものでございます。

4ページは、第3表の繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額について申し上げます。

9消防費、1消防費、常備消防費で558万2,000円。10教育費、4社会教育費、図書館事務局管理費で1,816万4,000円でございます。

5ページは、第4表債務負担行為でございます。

双葉保育所建築債務補助金ということで、期間は令和3年度から令和17年度までで33万6,000円の限度額でございます。

6ページは、第5表の地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業債2億5,410万円を2億5,270万円、2合併特例事業債1億5,110万円を1億5,670万円、3緊急自然災害防止対策事業債830万円を790万円と、それぞれ限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんのでお読み取りを頂きたいと思っております。

それでは、7ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第90号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

予算書は、まず、4ページをお開きいただければと思います。予算書4ページでございます。それから併せて資料ですけれども、参考資料の15ページをお開きいただければと思います。

予算書の4ページを見ていただきますと、第3表として繰越明許費の記載がしてあるかと思えます。そこから参考資料のほうに移っていただきまして15ページに、この繰越明許費の内容について記載をさせていただいておりますので、それぞれお読み取りを頂ければというふうに思えます。

そうしますと、予算書進んでいただきまして、27ページでございます。

27ページに給与費明細書を記載をさせていただいております。27ページの上段には特別職、そして下段には一般職ということで、今回取りまとめをいたしております。内容につきましては、先ほど来出ておりますけれども、給与改定に伴うものが主なものであります。内容については、さきの臨時会で可決いただいた部分ということですが、期末手当の支給率の引下げに伴うものということで、これもお読み取りを頂ければというふうに思えます。

それでは、また戻っていただきまして、歳出でございます。予算書は12ページをお開きください。

まず、予算書12ページの上からまいります。議会費、議会費、1議会費というところで予算計上してございます。給与改定に伴う予算計上です。

それから、中段から下ですけれども、総務費、総務管理費、1一般管理費、まず、002一般事務事業費、通信運搬費、業務運営関係委託料の予算計上がしてございます。内容について説明

をいたします。まず、通信運搬費ですけれども、これは、主には、郵券料でございます。これにつきましては、コロナ感染症の影響というふうに見ておりますけれども、郵券料について不足が見込まれるというところがございますので、増額補正をさせていただきたいというものでございます。

それから、今度また進んでいただきまして、次のページに参りますが、13ページであります。

13ページの右上です。見ていただきますと、008基金積立金、地域福祉基金積立金というところで9,000万円の予算計上がしてございます。これにつきましては、後ほど歳入でも同額を計上しておりますけれども、内容について申し上げますと、内藤博士先生の御親族からの寄附金ということでございます。

それから、その下に進みます。8電算管理費です。002電算管理費の中の3つ目ですけれども、システム改修委託料、92万円の予算計上があるかと思えます。これにつきましては、本庁舎、それから分庁舎にそれぞれ電算室がございますが、その出入室の管理システムの不具合がございまして、そのシステムの改修を行うという内容でございます。

それから、下がっていただきまして、12まちづくり対策費、004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費です。見ていただいたらお分かりのとおり、予算の組替えということでございます。ここから出てきます、この中で業務運営関係委託料というところで36万円の減額がしてございますが、これは、返礼品を調達するときに業者さんに委託している部分があります。この部分について減ずると。一方で、その上に消耗品費36万円、同額が計上してありますけれども、これは、意味合い的には同じような内容なんですけれども、直接、業者さんから寄附者の方に返礼品を送ってもらうというような、こうしたことの予算ということでございます。先ほど申し上げたとおり、予算の組替えをさせていただくというもので御理解いただければというふうに思います。

それではおめくりいただきまして、14ページに入ります。

13定住推進費で、003空き家再生事業費です。空き家活用集落担い手確保事業補助金ということで500万円の計上です。これにつきましては、今後の見込みといたしまして申請者が4件を見込んでおります。その部分について計上しているということでもあります。

それから、その下、14生活安全対策費、003地域公共交通対策費です。生活バス路線確保対策事業補助金ということで、これについては、事業費の金額の確定によるものということでございます。

それでは、次のページに進んでいただければと思います。15ページです。

15ページの上です。総務費、選挙費、1選挙管理委員会費、002選挙管理委員会費、消耗品、機械器具費、計上させていただきました。中身について申し上げますと、消耗品費につま

しては、投票所、あるいは開票所におけるアクリル板を購入するという内容。それから、その下の機械器具費でありますけれども、これは投票所における投票用紙の交付機、それから開票所における投票用紙の分類機、そうした機材を購入したいという、こういう内容でございます。それで、この予算につきましてはコロナ対応の臨時交付金を財源としたいというふうに考えているところです。

ここで、資料のほうに移っていただきますと、資料の16ページ、17ページ、18ページに——この表につきましては、これまでも同じものを見ていただいておりますけれども——今申し上げたコロナ対応臨時交付金の事業における実施計画の要約版をここに記載をしておりますので見ていただければと思います。また後ほど、この臨時交付金を財源とする事業も出てまいります。それは、その都度、また申し上げたいというふうに思います。

それでは、また予算書にお戻りください。

予算書15ページの中段です。民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費です。004人権対策推進事業費でございます。これにつきましては、予算の組替えということでございます。事業内容について変更をするものでございます。当初は人権講演会というものを予定しておりましたが、コロナの関係がございまして、それを人権映画上映会に変更して実施したいということでの予算組替えでございます。

それから、その下です。3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費です。指定管理料として113万円の予算計上がしてございます。これは、これまでも説明させていただいておりますけれども、コロナウイルス感染症、これの影響額を見たものでございます。7月と8月分の影響額ということでございます。

それから、その下です。003特別養護老人ホーム管理費です。修繕料と補修工事費を予算計上いたしております。施設は、とびのこ苑で、補修工事費133万6,000円の内容について説明いたします。これにつきましては、既に当初予算で予算計上してありますけれども、その内容といたしましては、浴室等の天井の走行リフトの設置工事、それから空調機器の改修工事、これで既に予算を計上いたしておるところではありました。その後、実際に詳しく、その設計といたしますか、詳細に詰めていったところ、特に天井走行リフトの、稼働距離というのが、もう少し延長する必要がある出てきたというようなことから、今回増額して予算計上いたしておるところです。

それから、その下です。4障がい者福祉費、005自立支援給付事業費、次のページ進んでいただきまして、16ページの右上であります。介護給付費助成、サービス利用計画作成費助成、訓練等給付費助成。これにつきましては、利用者の増加に伴う予算計上というところで見ただけであればと思います。

それから、その下の006 自立支援医療助成事業費です。これについては、生活保護受給者の医療費増加に伴うものということで見ただけであればと思います。

それから、その下です。7 年金生活者支援給付金事務費、002 年金生活者支援給付金事務費です。システム改修委託料として72万6,000円の予算計上がしてございます。内容につきましては、年金生活者支援給付金というものですけれども、公的年金などの収入金額、それからその他の所得が一定基準以下の年金受給者の生活の支援を行うために年金に上乗せして支給されるものという、こういうものでございます。これを行うためのシステム改修が必要となっていましたので、その部分の予算計上でございます。

その下の8 国民健康保険総務費、9 後期高齢者医療総務費、10 介護保険総務費。それぞれ、先ほど特別会計のところの説明をさせていただいたというところでございます。

次のページに進みます。17 ページです。民生費、児童福祉費、1 児童福祉総務費です。002 児童福祉総務費のところであります。保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金625万円の予算計上があるかと思えます。これについては、保育士あるいは放課後児童クラブの支援員の方々が対象ということになりますけれども、いわゆる新型コロナウイルス感染症の関連で、特に緊急事態宣言中にそうしたお仕事をなさった方々に対する慰労金というものが報道等であったかと思えますけれども、その部分でございます。慰労金につきましては、1人当たり5万円という算定になっておりまして、今回125名分の予算を計上させていただいているというところでございます。

そうしますと、中ほどの2 保育所費です。007 子ども・子育て支援事業費、病後児保育事業補助金50万円の予算計上があるかと思えます。対象施設としては双葉保育所さんへの補助金というところでございます。

それでは、次に進んでいただいて、飛びますが、18 ページの下から19 ページにかけてというところでございます。

18 ページの下に、衛生費、清掃費、1 清掃総務費、19 ページに移りまして、廃棄物処理費助成金22万円の予算計上がしてございます。これにつきましては、10月16日に発生をいたしました樋口地区での建物火災が対象としている部分ですけれども、文字どおり廃棄物処理に係る助成金ということで、この金額を予算計上しているというところでございます。

それでは、次に進みます。下がっていただきまして、農林水産業費、農業費、3 農業振興費です。002 農業振興総務費です。そこに、農林水産業収益向上緊急支援事業補助金1,198万7,000円の予算計上がしてあるかと思えます。この内容につきましては、27日の全員協議会で産業課から説明をさせていただきましたミニトマト共同選果場施設整備というところで説明を申し上げた部分でございます。全員協議会で説明した内容がここに盛り込まれているというところ

ころでございます。

それでは、次に進みます。20ページです。中ほどの農林水産業費、林業費、1林業総務費です。003鳥獣被害対策費ということで、通信運搬費と機械器具費、それぞれ8万円、560万4,000円の予算計上がしてございます。ここの部分につきましては、27日の全員協議会で説明をいたしましたICTを活用した捕獲事業ということで、産業課が説明した内容でございます。そのときにもこれと同じ金額を示させていただいておりますけれども、その内容がここに含まれるということでもあります。

それからその下です。2林業振興費、002林業振興総務費、菌床椎茸等生産体制緊急支援事業費補助金12万円の予算計上。これも27日の全員協議会におきまして、産業課が説明をさせていただきました。株式会社エポックかきのきむらの民営化についてという、この内容の中で説明をした内容が、ここに盛り込まれているというところでございます。

それでは、予算書は進んでいただきまして、今度は21ページに入っております。

21ページの右上であります。商工費、商工費、1商工振興費、003企業誘致・産業立地事業費、改修工事費として128万9,000円の予算計上がしてございます。内容につきましては、町内にあります企業立地計画の対象事業者に対する支援ということでもありますけれども、光インターネット回線を整備をするという、こういう内容でございます。

それから、その下です。2観光費、003観光施設管理費です。まず、修繕料267万円が出てまいりますが、内容につきましては、むいかいち温泉ゆ・ら・らにおきます自動ドア、ボイラー、それからポンプ、そうしたものの修繕料であります。それから、その下の作業委託料55万円。これにつきましては、水源公園——水源会館の横の公園がございますけれども、その立木、これが建屋のほうに今かかってきているといいますか、そうした状況になっておりますので、立木を伐採したいという内容でございます。それから、その下、指定管理料です。1,422万5,000円の予算計上です。これは、むいかいち温泉ゆ・ら・らのコロナウイルス感染症、これの影響額ということで、7月、8月、9月の、この3月分の予算計上ということでもあります。

それから、その下の004観光施設整備事業費、補修工事費として134万2,000円の予算があります。内容につきましては、むいかいち温泉ゆ・ら・らでございます。温泉ポンプの修繕という内容でございます。

それでは、次に進んでいただきます。今度は22ページです。中段から下のところですが、土木費、河川費、2河川改良費、003河川改良単独事業費、測量設計委託料で51万9,000円の予算計上です。内容につきましては、幸地地内にあります森ヶ谷川の改良工事、これに係る測量設計委託料でございます。

それから、その下に下がっていただきまして、今度は消防費、消防費、1常備消防費、003常備消防費です。一番下ですけれども、益田地区広域市町村圏事務組合設備整備負担金479万6,000円の予算計上がしてございます。内容につきましては、高規格救急車を導入をするということで、益田市、津和野町、吉賀町で構成する広域事務組合のほうで、そうした決定がなされたことに伴うものでございます。

なお、この部分につきましては、先ほど繰越明許のところの説明したところが関連してくるところで、お読み取りを頂ければというふうに思います。

それでは、次に進んでいただきます。23ページです。

23ページの一番下です。教育費、小学校費、1小学校管理費です。003小学校事務局管理費ということで、図書購入費37万3,000円の予算計上です。これにつきましては、令和3年度発行の教科書、それから特別支援学級等の教科書、さらには指導書、そうしたものを購入をしておく必要があることから予算計上いたしたというところでございます。

次のページに行っていただきまして、24ページの中ほどです。教育費、中学校費、1中学校管理費、003中学校事務局管理費です。図書購入費として367万1,000円。これについても、中学校における教科書、それから指導書、そうしたものを購入をするというものでございます。

なお、採択替えというものが行われておりまして、それに伴うというところもこの中に盛り込まれているというところでございます。

それでは、次に進みます。今度は25ページです。教育費、社会教育費、1社会教育総務費ということで、25ページの右上です。004子育て協働プロジェクト事業費、それから005ふるさと教育推進事業費。これらにつきましては、事業変更に伴う予算の組替えというところでお読み取りを頂ければと思います。

それから、下がっていただきまして、3公民館費、006公民館施設整備事業費です。設計委託料で144万6,000円計上してございます。内容につきましては、七日市公民館を林業総合センターに機能移転をするというものが、これまでの説明をしておるところですけれども、それに係る設計委託料というものでございます。

次のページに進んでいただきまして、26ページです。公債費、公債費、1元金、003長期債元金です。町債償還元金ということで1億2,500万円の予算計上。内容につきましては、後ほど歳入のところでも見ていただきますけれども、減債基金繰入金を原資といたしまして合併特例事業債の繰上償還をしていくという、こういうものでございます。

それでは、戻っていただきまして、今度は歳入に移ります。9ページです。

9ページの上からまいります。地方交付税、地方交付税、1地方交付税です。普通交付税とし

て2,036万1,000円の予算計上。これにつきましては、今回の補正に係る財源調整というところでお読み取りください。

それから、その下です。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。障がい者自立支援医療費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金が予算計上してございます。これについては、歳出のところでも説明いたしましたが、この部分でいいますと国が2分の1というところで負担率がありますので、その部分を予算計上いたしております。

それから、その下です。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金です。地方創生推進交付金440万3,000円。これにつきましては、今年度の事業費見込みが立ってまいりましたので、その変更に伴う計上というところでございます。

それから、その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。これについては4,499万2,000円の予算計上でございます。

それから、一番下に参ります。国庫支出金、委託金、民生費委託金、年金生活者支援給付金支援業務市町村事務取扱交付金です。33万円の予算計上。これは、歳出のところ、いわゆる年金生活者の方への支援の部分を説明させていただきました。それに対応するところでお読み取りを頂ければと思います。

それでは、次に進んでいただきまして、10ページです。今度は、県支出金、県負担金、1民生費県負担金であります。予算書10ページ、右上ですけれども、障がい者自立支援医療費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金、それぞれ予算計上がありますけれども、これは、県が4分の1というところでの負担というところで見いただければと思います。

それから、その下です。保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金交付金324万1,000円ということでもあります。これについては、歳出のところ、申し上げました保育士、あるいは放課後児童クラブ支援員の方々への慰労金という説明を申し上げましたけれども、その部分に係る県負担分2分の1というところでお読み取りをください。

それから、その下です。寄附金のところまで行っていただきますと、寄附金、一般寄附金ということで9,000万円の予算計上してございます。歳出のところ、説明をさせていただきました内藤博士先生の御親族からの寄附金という内容でございます。

それから、その下です。繰入金、基金繰入金であります。まず、2減債基金繰入金というところですけれども、これは歳出予算の最後のところで申し上げた部分の1億2,500万円の予算計上がここに計上してございます。

それから、その下です。ふるさと創生基金繰入金というところで350万2,000円の予算計上があるかと思えます。内容的には、サクラマス交流センターの運営管理費、あるいは空家再生事業の関係、それから企業誘致、こうしたものを調整させていただいたところでの予算計上と

いうこととございます。

おめぐりいただきまして、11ページです。町債です。1過疎債です。上からまいりますと、道路または橋りょう整備90万円の減額。内容といたしましては、工事の入札減というのを反映させております。工事については、町道初見河津線の改修工事という内容になります。それから、その下の消防施設というところでありまして。これは、広域事務組合が車両購入をするということをお読みいただきまして、そこを反映させたものでございます。

それから、その下です。今度は、3合併特例事業債です。ここで申し上げますと、先ほど説明させていただいております、とびのこ苑の改修、それから、ゆ・ら・らの施設の修繕、それから林業総合センターの改修工事の設計委託料、そうしたものがここに含まれてくるというところでお読み取りいただければと思います。

最後の、10土木債、緊急自然災害防止対策事業債40万円の減額でございます。これにつきましては、星坂地区集会所の裏にございます水路の改良工事、そうしたものが完了したというところに伴う予算計上ということでお読み取りを頂ければというふうに思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、時間がもうありませんので、質疑は午後に行います。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、昼休み休憩後の会議を再開いたします。

日程第19、議案第90号の一般会計補正予算（第8号）の説明が終わったところで休憩に入ったところです。これより、説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 総務費の13ページ、基金の積立金について、説明では、内藤先生の親族からの寄附金ということですが、このことについて、今、この積立金にしたのは、取りあえず、処理としての基金積立金なのか、それとも積立金でもいろいろな目的があるとか名称があるとかするような考えが、ちょっと一般質問的になりますが、そのような現在の取扱いについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私のほうから、ちょっと経過も含めて御説明申し上げます。

実は、名誉町民の内藤博士先生、御逝去されまして、先般、先ほど冒頭のところで当初報告を

申し上げます、お別れ会も開催をさせていただきました。御親族の方、数名いらっしゃるわけですが、大変町のほうで、ああして手厚いといいますか、お別れの会も開催をさせていただいてということと、もう一つは、御兄弟、いわゆる内藤博士先生でございますが、長年にわたって、御本人さんも当然頑張っていたいただきましたが、非常に地域の皆さんにかわいがっていただいたというようなことで、ぜひ、お返しをさせていただきたいと、これは先生御自身の御意向でもあったようでございます。それ以上、我々のほうから事細かに、そこら辺りのお話を聞く立場でもございませんので、そのままお受けをさせていただきました。

いろいろ経過ございましたが、結果といたしましては、我々としては、我々というか私の思いといたしましては、大変高額のお寄附でございますので、できれば先生のお名前をお借りをして基金を新たに創設をして、いわゆる医療であるとか福祉のほうへ活用していきたいというような思いもございました。そうしたことも幾らかお話もさせていただきましたが、御遺族といえますか御親族の皆さんからは、私たちの気持ちとすれば静かに受け取っていただきたいということでございます。

ですから、お別れの会自体も、コロナのことはございましたが、そもそも、そのお別れ会自体も当初のところでは御辞退をされるというようなことでございまして、亡くなられた内藤先生御自身も非常に外へ気持ちを出されるとか、前へ前へ出るような御性格ではなかったということで、あまり大げさに取り扱っていただくのは本人の意にも沿わないような形になるので、極力、穏便にといいいますか、幾らか静かな形で対応していただきたいというようなことでございました。

そこら辺りを配慮させていただいて、お別れの会も開催をさせていただき、今回のこの御寄附につきましても、そういった御意向で、こちらのほうへ一般寄附ということでお受けをさせていただきましたので、今、申し上げましたような、いわゆる先生のお名前を冠してとか、そうしたことはせずに、今ある基金の中で対応できるものがあればということで、当座のところ、いずれにしても地域の医療とか福祉、介護も含めてでございますが、大変、御貢献のあった方でございますので、今、手持ちの基金の中では、この予算書にあります地域福祉基金がそれに該当するというのでございますので、そちらのほうへ今回積立てをさせていただくということでございます。ですから、当然、これからは地域福祉基金でございますので、そうした趣旨での財源として、適宜対応させていただくということでございます。

ですから、仮置きということではなくて、これは、今回頂いたこの9,000万円につきましては、こちらの基金のほうへ積立てをさせていただいて、これに沿うような形の活用をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 同じく13ページの12、まちづくり対策費の004ええもん知

ってもらおうプロジェクト事業費というんですが、この中で業務運営関係委託料を減額すると、そして消耗品に充てるといふことに説明を受けたんですが、この業務運営関係というのが返礼品調達時の業務委託をしておるんだという説明だったと思うんですが、返礼品調達ということになると、いわゆる通常でいふふさと納税の返礼品を調達するのではないかなと思われませんが、そういうのは業務委託でなぜするのか。町の職員が、実際に町内にどんなものがあるかということも調べないと駄目なんじゃないかなと思うんですが。はっきり言って業者任せと、そういう格好にしか思えません、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書13ページの下にあります、ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費です。おっしゃられるとおり、これはふるさと納税に係る事業費でございます。それで、業務運営関係委託料で減額をし、その同額が上の消耗品費というところに切り替わっているということなんですけれども、まず、業務運営関係委託料ですが、ふるさと納税を頂いた方々に返礼品を送るといふ作業があります。これを業者さんに、発注とか送る作業を委託をさせていただいておるといふ部分であります。この委託先が商品を造成するだとか、そういうことではありません。既にある商品に向けて、納税いただいた方の希望に応じて、その商品をその業者さんが手配し、そして寄附者の方に送るといふ、こういうところを業者委託しているということで、この中身を御理解いただければと思います。

一方、この金額を減額しているということなんですけれども、今年度に入りまして、特に商品のいわゆるラインナップといいますか、そうしたものを今、増やしているということがあります。今、業者さんをお願いしている返礼品以外の部分でそうした商品も出てまいりましたので、その部分については、その返礼品を扱っている業者さんが、言わば直接自分のところの商品を寄附者の方に届けていただくというふうな、こうした動きも一方で出てきたということで、今回、予算を調整させていただいているという、こういうことでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それじゃあ、一応確認させてもらいますが、返礼品の何を選ぶかというのは、業者に選ばせておるわけではないということよろしいですね。というのが、これから地域商社を設立してやろうというときに、また同じようなことで地域商社を設立しても、業者任せで、町の職員はあれやれこれやれ言うだけでやったんじゃ、とてもじゃないが地域商社なんか成功するわけないし、きちんとした自分たちでやるんだということでないともまらないと思います。で、こういう質問をしたんですが、そういうことよろしいですね。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おっしゃられるとおり、返礼品を選ぶのは寄附をされた方ということとで御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 22ページの一番下に益田地区広域市町村圏事務組合の負担金ということで計上されておりますが、これは感染症対応型高規格救急車整備ということなんですが、これは負担金がえらい低いんですが、これは益田広域消防の中で1台購入するための吉賀町の負担金ということでしょうか。それとも、吉賀町で消防——六日市分遣所か分かりませんが、そういうところに配備をする車なんでしょうか、もう少し詳しく、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これは益田地区消防本部のほうで購入をするということになりますので、構成団体である益田市、津和野町、吉賀町が、その費用についてはそれぞれ応分の負担をしていくというものであります。導入される高規格救急車でありますけれども、これは、六日市分遣所に配備される予定というふうに、この方向で今、進んでいるというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） もう少しお聞きしますが、感染者が出たときだけ使う車両ということなんでしょうか。それとも、消防に配備ということになれば、色は赤にするとか、あるいは救急車用の白にするとかいろんなことがあると思うんですが、もう少し、1台どのぐらいかかるための吉賀町の負担がこのぐらいとか、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 車両のいわゆる購入費用ですけれども、3,537万4,000円という金額でございます。それで、先ほど申し上げた構成市町での負担部分ですけれども、益田市が2,315万6,000円、それから津和野町が663万6,000円、それから吉賀町が558万2,000円ということになってございます。

それから、性能というところであります。申し訳ありません。私も詳しいというか、そうした部分はわかりませんが、表現上出てまいりますのは、高度救命処置用資機材という、そうした性能を有するというので、ここに書かれておるものをちょっと申し上げますと、気道確保用資機材、自動体外式除細動器、輸液用資機材、心電計及び心電図伝送装置というような、そうした資機材を備えている救急車ということになってまいります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 六日市分遣所に配備ということなんですが、今のコミュニティーセンターはいっぱいじゃないでしょうか。保管場所はどこにするんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回のこの案件は、先般の広域の事務組合の議会のほうで説明をさせていただいた案件でございますけど、大きい金額ということで救急車の話もさせていただきましたが、これは常備消防の職員、百数十名いらっしゃいますが、この方に対するコロナ感染対策のシユラフ、寝袋といいますか、これも含めたものでございまして、そうしたものがこの経費に含まれて、それを応分の負担割合で益田市と津和野町と吉賀町とで分けて、こうした負担金になるということでございます。

それから、救急車につきましては、当然、更新でございますから、今ある車両を切り替えていくと、こういうことでございます。

今は、そうしたコロナの感染で財源がありますので、それを充当させていただいてこの整備事業をすると、こういうことでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 指定管理料のことでお聞きします。柿木と六日市の温泉施設が出ているわけですけど、この損失の補填ちゅうのは、コロナの影響で収入が減ったということで補填されるわけですけど、そのコロナによる損失の判断というのはどなたがされるのでしょうか。

それと、この支援を打ち切るといのは国任せなのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それと、9月と6月、どっちか、ちょっと記憶にありませんが、スポーツ施設なりサンエムの指定管理料の補填も出ていましたけど、このたび出ていないようなんですが、これはもうコロナの影響が全然なかったと判断してよろしいんですか。今までどおりの運営ができた、収入があったというふうに判断してよろしいんですか。

それと、ゆ・ら・らの補填は7、8、9、3か月になっていますけど、はとの湯は、たしか7と8、2か月だったと思いますが、この1か月分の差というのはどういう判断でされたわけですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えさせていただきます。

まず、コロナ感染症対策の判断はということでございましたが、このことにつきましては、6月3日に行われた全員協議会の資料において説明させていただきました。基本的な考え方は、指定管理料への影響額というのは、現在、使用料等減収額引く支出が不要となった費用引く国等の助成金・給付金ということで説明させていただきました。いわゆる基準額、前年と比較しまして落ち込んでいるものが影響額ではないかということで算定しているところでございます。

それと、打ち切る助成、今回この先の見通しについては、現在第3波ということで言われてお

ります。打ち切る判断というのが、打ち切るといいますか、どう対応していくかというのは見えない状況ではございますが、このことにつきましては指定管理者と話しながら協議は必要かと思われると思います。

それと、サンエムという言葉がありました。今、交流施設等についてでございますが、7月以降は、ほぼ前年以上という収入を聞いておまして、今回の影響としてはあげておりません。

それと、先ほど算定の月に乖離があるんじゃないかということでございますが、すみません、これは説明の誤りでございまして、両施設とも7、8、9を算定しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） スポーツ施設の関連は教育委員会の所管になりますのでお答えします。

真田グラウンド、それから立戸のスポーツ公園、それから大野原の交流広場と2か所のグラウンドゴルフ場、それぞれ指定管理者のほうに都度都度お伺いをしております。こちらの施設の関連に関しましては、3月から6月にかけての影響額ということで予算化をさせていただきました。その後、指定管理者のほうと協議をした結果で、その後のところはいいですよという申し出もあったというところで、今の段階ではあがってきていないということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） スポーツ施設なり、サンエムも平年並みに収入が戻ったということの説明を受けまして、これは、もう人が確実に動いているということを証明しているんだと思います。

その中で温泉施設が補填をしなければならない状態にあるということは、今、課長、言われましたけど、全てをコロナという理由づけで本当に判断していいものだろうかというのが町内の一般の声だと思うんですよ。そういう声はいろいろな人から入ってきます。そこら辺のところ、やっぱり一定の基準を、企業努力もされて、その中で一定の基準を設けないと、この財政の厳しいときにいつまでも支援をしていくというのが町民の声なんです。だから、その辺のところはもうちょっと、コロナ、コロナに任せないで、あなたたちがやったようにエポックの経営をやめたじゃないですか。そういう判断は、6、9、12月、3回やっとなるわけですよ。それで、これからもどうなるかが分からないというんで、住民に説明ができるかどうかということ、あなたたち執行部が。その基準をきちっともう少し設けるなり、管理者にもちゃんとした姿勢を、行政としての姿勢を示すべきじゃないんですか。町長、教えてください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これで、多分補正で指定管理料、いわゆる損失分を計上するのは3回目

だろうと思います。当初はその積算の基準も、先ほど企画課長が言いましたように標準的なものを示させていただいて、議会のほうに説明させていただいて、これということで御了解をいただいて予算計上もしております。当然、そこには前提条件として企業側の努力というのはあつてしかるべきでございまして、当然、それを度外視をして、ただ単純に金額的な足し算、引き算でということには、当然それはならないと思います。こうした本当に厳しい状況なんですよ。私は指定管理者のほうは非常に頑張っていると思っています。なかなか、温浴施設であったり、特に宿泊施設というのは本当に人が動かない、観光バスが動かない、そうした状況の中では本当に厳しいところです。特にこの吉賀町はこうした土地柄ですから、やはり山陽方面からのお客様さんが大きなターゲットになるわけですが、そうした方が動かないということになりますと、非常に痛手を被るわけでございます。

頑張っておられるという一例を申し上げますと、柿木の老人福祉センターを今、指定管理しておられます企業様も、どうにか収益を全体的に増やせないか、それから入り込みを増やせないかということで、今日、動静報告でも申し上げましたが、モンベルさんと連携をして、本当に小さいスペースなんですけど、私は日本一小さいモンベルコーナーなんで、そこをぜひ逆手に取って、ぜひPRしてくださいということでお願いもしていますが、そうしたモンベルコーナーも設けて、入り込みも非常にいいというふう聞いております。それが当然売上げに上がってくるんだろうと思いますが、これも企業さんの自主事業でやられるわけですね。ですから、そうしたところを我々は見た上で、そうしたことをやろうをしている姿勢を見た上で数字の判断をしていくということでございます。

当然、ゆ・ら・らの指定管理についてでも同じでございまして、元来、その駐車場を、これまで旧態依然とした形の中でやっていたものを、大型車両、トラックが入るようなスペースも自ら——10台近くあるんでしょうかね、今——奥の駐車場まで幾らか整備をしていただいて、今、努力をしていただいております。タイミングもよかったですけど、今年の3月の下旬から、ETC 2.0が1時間から3時間に延びた関係で、本当にいつ行っても——いつ行ってもという欠けるとこもあるかも分かりませんが——九州ナンバーであったり、遠来の長距離のトラックがあそこへ常に止まっているような状況です。そうした自主事業を、やはり指定管理の方が頑張っておられるわけです。

我々としては、そうしたところをしっかり見据えた上で、あとは——これはもう机上の計算になりますけど——一定の標準的な形に沿った形で、いわゆるその損益の部分を指定管理料の追加という形で支援をさせていただいているということでございます。この姿勢は、今からもそうした形で行っていきたいと思います。

ただ、問題は財源の問題でございますから、国の臨時交付金であるとか、そうした財源も当然

見ながら、あとは指定管理の企業さんと調整をさせていただいて、今から対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 20ページの鳥獣被害対策費のところ、これは、この前説明があったICT技術活用捕獲システムですね。これは、ちょっともう一度聞くんですが、捕獲用のおりを3か所ぐらいじゃったですかね、それにイノシシならイノシシで入ったら、入ったよというのを知らず。それで、その知らずのは親機と子機があって、子機というのは、その捕獲設置者が入ったよというのを知るのはスマホか何かで知るんですか。それとも、この図を見ると子機が木につけてあるんだけど、そこまで行って見るのかどうか。ちょっとこれ、よう説明わからなかったから、もう一遍聞くんですが、どうですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

子機というのは、わなが仕掛けてある近くに置くわけ、設置するわけ。それが捕まりましたら、今度はメールで、その猟師さんのほうに入ってくるというシステムです。ですから、システム自体は簡単なものなんですよ、ということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） そういうことですが、捕獲器を、わなを、狩猟免許がなければできませんわね。それも新たに取って、それでその人に子機を渡すわけですか。スマホじゃないんですね。子機を直接、その設置者へ渡して、それへ知らせがあるということですね。はい。金額についてはまた言いますが、分かりました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの関連なんですけど、指定管理者が経営努力をしていないとは、私は言っていない。努力をした上で赤字が出る、それをコロナのせいにして、いつまで補填するのかというのをお聞きしたわけですので、決して、今、温泉施設の2つの業者さんが経営努力をしないでコロナのせいにして支援を求めているということではなくて、行政のほうがこの支援を、コロナが出たから収入が減るとるわけでしょ。だから、そこの見極めをどうするかというのを聞いとるわけです。

先ほどの町長のあれで、いつまでも支援がという答弁もありましたけど、課としては、どのような目安でその判断をするのかという基準をある程度定めておかないと、住民の方に質問されても、こっちの説明できないわけですので、そこのところははっきり、ファジーな感じではなくて、きちっとこういう基準を設けて支援をしますということを打ち出してもらわんと困るわけですよ。

そこをお聞きしています。

それは、今はたまたま予算が出とるから2つの温泉施設に対して言うとするわけですけど、ただいまありましたようにスポーツ施設とかサンエムさんが管理している指定管理の施設とか、それも含めたところで、ある程度、行政が基準を設けとかんといけんと思いますので、それを質問をしています。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 重複になるかもしれませんが、現段階におきましては、新型コロナウイルス感染症への指定管理施設への影響についてということで、6月3日の全員協議会でお示しいたしました基準を基に算定しているところでございます。いつまでかというのが、なかなか今——先ほども、また重複しますが——先の見えない中で、今後拡大するか収束に向かうかちょっと分かりませんが、指定管理者の皆様と協議をしながら進めていかなければならないと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料の15ページ、予算書のほうは4ページですけども、第3表の繰越明許費のことでお聞きをいたします。

2つの事業で出されていますが、それぞれ現段階で発注の状況というか発注された日、それといつ頃になれば完了するのかという完了の見通しがあればお願いをしたいということと、繰越明許費の概要のところ工期が相当の期間を要するということで記されておりますけども、その期間を要する部分の理由について説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、予算書のほうの4ページの10教育費のほうについてでございます。

こちらにつきましては、図書館の移動図書館車の更新についてであります。現在の移動図書館車につきましては、20年以上の使用ということになっております。そろそろ更新の時期を迎えているというふうには感じておりました。というところで、本来でしたら令和3年度の当初予算のところというふうに教育委員会のほうでは考えておったところなんですが、今年度に入りまして車両に不具合が幾つか生じてまいりました。そういった形で早急に更新に向けて事務を進めたほうが良いという判断をさせていただきまして、9月議会のところで予算のほうを上程させていただきました。その後、発注に向けていろいろ調査、検討をさせていただきました。その調査、検討をさせていただいた結果、発注から完成までが約7か月、8か月かかるというふうなことが分かってまいりました。御存じのように移動図書館車に関しましては、発注後の大規模な改造が

必要になってきます。そういった形で7か月、8か月の改造期間を要するということが分かりました。入札の事務だとかそういったところを考えると年度内に完了することができないという判断で、今回こういった繰越しを上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 常備消防費のほうのお話でございます。参考資料の15ページの上のところであります。

これも、コロナ対応の臨時交付金を財源とするということ、これを背景にして消防本部、広域議会のほうでそうした方向性を示され議決をされ、そして構成団体が予算化に向けて足並みをそろえて、今こうした作業を進めているということでございます。これを経て、実際に導入の具体に入っていくということになるかと思えます。明らかに今年度、そして来年度にまたがるということが見てとれるということから、今回、繰越明許費ということでお示しをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 20ページ、商工振興費の企業誘致・産業立地事業費の改修工事で、光ネット回線の整備ということで上がっております。場所について説明願います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 場所ということでお答えさせていただきます。

広石地内にある建物でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の光回線の工事費の件なんですけど、広石地内でやるということなんですけど、場所もだけど、どういった目的というんか、その辺を含めて、また、広石だけで終わるんか、その辺も含めて。これ、小学校や中学校とか、それに関することですかいね、それも含めて。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回のこの経費につきましては、20ページの下段に書かれております商工振興として企業誘致を目的として行う工事費でございます。これにつきましては、吉賀町の企業立地促進助成金または島根県企業立地の認定を受けた事業者が新たな投資——島根県の基準でいきますと5,000万円以上、5人以上の雇用の増加がある場合ということではございますが、この立地の認定を受け

た事業者が、その整備に当たってインターネット環境の整備を行うものでございます。

内容的には、現在、柿木エリア、七日市エリア、ここ六日市エリアの一部につきましては交換局に——固有名詞になりますが、フレッツ光という高速インターネットが接続できる環境を整えております。その認定した事業者までの接続として、現在、ケーブルテレビの施設を整備しておりますが、この中の余剰芯線を利用して、その建物までに高速のインターネットが引き込まれるということを考えております。もちろん、その加入とかは、それぞれの企業様で行っているところでございます。

これまでにということですが、これまでに立地が認定された事業者等におきましても、数件、このような工事を行っているというのが今の状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 16ページの上段の006自立支援医療助成事業費で生活保護受給者と説明聞いたと思うんですけど、この、まず内訳を教えてくださいと——内訳というのが、何名、今いるかと。それから、去年はちょっと減少したみたいなことがあったと思うんですけど、昨年と比べて増加傾向かと。もう一つ、コロナ感染の影響によるものが受給者の中にあるかと、その辺りをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

自立支援医療の助成事業ということで、更生医療費の助成等々に関わる部分の増額の補正の中で、理由といたしましては、生活保護受給者が対象となったためということで説明のほうをさせていただいております。

更生医療といいますのは、生活保護受給者の中で、例えば障がい等々をお持ちの方が医療を受診された場合に、その部分について助成を——通常の場合ですと医療費については自己負担部分というのがあるんですけども、例えば我々でしたら3割とかいう自己負担部分があるんですが——その部分につきまして助成をさせていただくというような内容となっております。生活保護受給者の場合は医療保険には加入をせずに、全て医療費扶助という形でお支払いをさせていただきますが、実際には自己負担を除く医療保険の部分の給付がございませんので、生活保護ではなく、こういった自立支援医療という他法優先のところで対応させていただいておるものでございまして、そういったところから生活保護受給者で更生医療の対象が出た場合においては、こういった形の補正のほうをさせていただくというような流れとなっております。

新型コロナとの関連ということですが、基本的には、新型コロナの場合はこういった更生医療の対象にはなっておりませんので、新型コロナの影響ということはないのでは

ないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第90号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）の質疑は留保しておき、以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございます。

午後1時46分散会
